

## 板橋区街頭消火器設置要綱

(平成11年11月15日区長決定)

(平成18年 3月31日区長決定)

(平成30年 2月27日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、火災及び大地震時における初期消火態勢の強化を図るため、出火危険区域に対し、地域構成に適応した消火器を設置するための必要な事項を定め、もって消防及び防火思想の普及に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 街頭消火器 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第7条第2項第1号に規定する消火器のうち、粉末消火器(10型)であるものであって、東京都板橋区(以下「区」という。)が出火危険区域を対象として設置するものをいう。

(2) 出火危険区域 東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)第12条第1項の規定に基づく地域危険度の測定結果による火災危険度(5段階区分)が4以上の地域をいう。

(3) 初期消火 火が天井板の表面に着火し、天井裏に達していない状況における消火をいう。

### (設置基準)

第3条 街頭消火器は、出火危険区域を対象として、60メートル間隔(最大歩行距離30メートル以内)に設置するものとする。ただし、東京都板橋区長(以下「区長」という。)が必要と認めるときは、その間隔を伸縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、火災危険度が3以下の区域においても、街頭消火器を設置することができる。

### (設置場所)

第4条 街頭消火器の設置は、次の各号に定めるところによる。

(1) 街頭消火器は、道路に面しており、人目につきやすく、通行の妨げにならない場所で、かつ、容易に使用できる場所に設置する。

(2) 街頭消火器は、器具の老化及び盗難等の防止を図るため、格納箱の中に収容する。

(3) 街頭消火器を取り付ける位置は、格納箱の底面が地盤面から高さ1.5メートル以下の位置とする。

### (維持管理)

第5条 街頭消火器の維持管理は、次の各号に定めるところによる。

(1) 区長は、定期的に設置した街頭消火器の保守点検を行う。

(2) 区長は、使用した街頭消火器の薬剤詰替えを行う。

2 区長は、設置箇所の近隣住民の中から消火器管理者を選び、その者に事故等の連絡を依頼することができる。

### (設置場所の承諾と移動)

第6条 区長は、街頭消火器を設置しようとするときは、当該設置場所の所有者に対して承諾を得るものとする。

2 街頭消火器の設置場所の所有者から設置場所を移動させたい旨の依頼があった場合、区長は区の経費をもって移動するものとする。

### (街頭消火器の使用)

第7条 設置した街頭消火器は、火災に対して使用するものとする。

(損害賠償)

第8条 区長は、故意または過失により街頭消火器又は格納箱に損害を与えたものに対し、ただちに原型に回復させ、又はこれに要する費用を負担させるものとする。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りではない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、危機管理部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成11年11月15日から施行する。
- 2 板橋区消火器設置要綱(昭和49年10月30日区長決定)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。